明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項（外国関係法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項（外国関係法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の三第十四項の	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国関係法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の三第十四項の	六年	から第五項まで及び
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項（外国関係法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項の	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項の	六年	から第五項まで及び
